

デジタル著作権に関する重要判例が次々に成立 音楽のネット配信使用料をめぐる日米の動向

デジタル著作権関連の判例

日本ではこの1年の間、デジタル領域で、テレビゲームソフトを中心に次々と重要な著作権関係の判決が言い渡されてきた。たとえば「ときめきメモリアル事件」に関する最高裁2001年2月13日判決。これは、ゲームソフトのパラメータを置き換えて本来予定された範囲を超えてストーリーを展開させることのみを目的とするメモリーカードを輸入・販売し、他人の使用を意図して流通に置いた者は、他人の使用によるゲームソフトの同一性保持権の侵害を惹起したものと、不法行為に基づく損害賠償責任を負うとしたものである。また、中古ゲームソフト売買が著作権侵害にあたらぬとした東京高等裁判所2001年3月27日、および大阪高等裁判所同月29日判決もある。

またネットワーク関連でも、「スターデジオ事件」に関する東京地方裁判所2000年5月16日判決が言い渡されている。この判決は、デジタルでの通信衛星放送サービス「スカイパーフェクTV」における音楽の無線送信番組「スターデジオ100」に対し、著作権法に違反するとしてレコード会社が提起した差止請求を否定したというものである。これらの判例はインターネット自体に関するものではないが、デジタル社会における著作権のあり方を占う上で重要な動向であろう。

音楽配信使用料申請に認可

インターネット領域に目を移すと、わが国では訴訟事件は表面化しておらず、むしろ相次いで商用ネット音楽配信サイトが開設され、さまざまなレーベルが参入を続けている。

ネット音楽配信の前提となるのが音楽著作物の使用料である。日本唯一の音楽著作権管理団体として活動してきた

JASRAC（日本音楽著作権協会）は、インターネットなどでの音楽著作物の商用配信の使用料をめぐる、利用者団体のNMRC（ネットワーク音楽著作権連絡協議会）との間で数年にわたり協議を続けてきた結果、2000年夏に合意が成立した。JASRACは、合意された商用配信の使用料に加え、個人のサイトでの音楽利用など非商用配信に適用する使用料を内容とする「インタラクティブ配信」の規定として文化庁長官に認可申請し、一部修正のうえ同年12月18日付けて認可を受けている。もっともこれは、作詞・作曲家などのうち、JASRACに権利を委託した著作権者の使用料を定めた規定にとどまるものであるから、レコード製作者・実演家など著作隣接権者の許諾が別途必要となる。

「著作権等管理事業法」施行へ

しかし、こうした著作権管理の在り方自体についても、わが国に大きな変化が訪れようとしている。すなわち、わが国の著作権管理は1939年制定の著作権仲介業務法に基づいて行われてきたが、これに代わる著作権等管理事業法が2000年11月29日に公布され、2001年10月1日から施行される。規制緩和を目指したこの法律によって、著作権管理業務への参入が許可制から登録制へと移行し、著作権使用料等も認可制から届出制へと移行して自由化が進められるので、今後は著作権等管理事業の競争が促進され、著作物全般のネット配信に際し柔軟な処理が可能になるものと期待されている。

米国ナップスター裁判の行方

これに対し米国ではこの1年間、有料ネット音楽配信サービスは進展せず、むしろインターネットを介したP2P（ピア・

トゥー・ピア）技術が注目を集めてきた。その中心は無料音楽交換サイトNapsterである。ここで交換されているファイルの大部分が商業用音楽CDの著作権を侵害してMP3化したものであるとして、米レコード協会（RIAA）傘下のレーベルなどが、集団でNapster社を訴えるという著作権紛争へと発展した。

この事件で2000年7月、カリフォルニア北部地区連邦地裁は同社の寄与侵害責任を認め、音楽交換の停止を命じる暫定的差止命令を言い渡した。控訴審の第9巡回区連邦控訴裁判所は2001年2月、暫定的差止命令を基本的に支持する一方、同社に負わせた義務の範囲が広すぎるとして、事件を連邦地裁に差し戻した。連邦地裁は、同年3月5日、原告側がタイトル名、アーティスト名およびファイル名を告知することを条件に、侵害ファイルへのアクセス遮断を改めて命じた。これに基づき原告側から示された60万曲以上のうち、同社は20万曲を遮断。それ以外の曲はファイル名が明記されていないことを理由に遮断していない。原告側は同社の怠慢であると非難、さらに法廷外にも飛び火して翌4月3日、米上院司法委員会が公聴会が開かれており、本稿執筆段階では、不透明な状況が続いている。

この判決を契機に、米国でも有料ネット音楽配信サービスへの動きが高まっている。同年4月には、RealNetworks、Yahoo!、Microsoftといった企業が新たな有料ネット音楽配信サービスを立ち上げ、これに米大手レーベルが音楽を提供するという計画を発表している。しかし、すでにNapsterと同種のP2Pサイトは数多く開設されており、著作権者の利益と、P2P技術が内包する革新的な可能性との間に、どのような調和を図ることができると、米国では今後しばらく混沌とした状態が続きそうな状況である。

（岡村久道 弁護士/近畿大学講師）



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp